○国土交通省告示第千五十四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号中「同年九月三十日」を「平成二十五年一月十五日」に改め、「限る。）が」の下に「生活の再建に向けた一時帰宅等のため」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、仙塩広域都市計画事業仙台市あすと長町土地区画整理事業の事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　宮城県仙台市太白区長町五丁目二番三十八号　独立行政法人都市再生機構仙台都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、福岡都市計画事業福間駅東土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年十月一日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　福岡県古賀市舞の里二丁目八番六号　独立行政法人都市再生機構九州支社福岡東部開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千五十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　縦覧開始の日　平成二十四年九月二十九日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　京都府木津川市相楽台一丁目五番地　独立行政法人都市再生機構関西文化学術研究都市事業本部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千五十八号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

工区番号

００８―０６―５、００８―２７―７、００８―２７―８、１９０―１１―４、１９０―１２―１、１９０―１３―１、１９０―１３―５、１９０―１５―１、１９０―１６、２１０―１７６―２、２１０―１７６―４、２１０―１９７、２１０―１９８、２１０―１９９、２１０―２００、２４０―２８―７、２４０―２８―１０、２４０―３７―９、２４０―３７―１０

○環境省告示第百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

濤沸湖鳥獣保護区

二　区域

北海道網走市及び斜里郡小清水町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は北海道有数の水鳥類の渡来地（渡りの中継地）であり、オオハクチョウ、オナガガモ等のガンカモ類やシギ・チドリ類が数多く飛来する。当該区域では、鳥類四十五科二百十七種、獣類五科六種が確認されており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のヘラシギやカラフトアオアシシギ、絶滅危惧ⅠB類のコシャクシギ、絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等も飛来するなど、鳥類の生息状況は良好である。

このように、当該区域はこれらの絶滅のおそれのある鳥類を含めた多様な渡り鳥の採餌及び休息の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第百三十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、濤沸湖鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

一　名称

濤沸湖特別保護地区

二　区域

北海道網走市及び斜里郡小清水町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十月一日から平成四十四年九月三十日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は北海道有数の水鳥類の渡来地（渡りの中継地）であり、オオハクチョウ、オナガガモ等のガンカモ類やシギ・チドリ類が数多く飛来する。当該区域では、鳥類四十五科二百十七種、獣類五科六種が確認されており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のヘラシギやカラフトアオアシシギ、絶滅危惧ⅠB類のコシャクシギ、絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等も飛来するなど、鳥類の生息状況は極めて良好である。

このように、当該区域はこれらの絶滅のおそれのある鳥類を含めた多様な渡り鳥の採餌及び休息の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。